

○出産予定日と出産日が同日の場合の掛金免除期間

※産前休業を開始した日の属する月からその産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間（出産の予定日以前 42 日、出産の日後 56 日。）

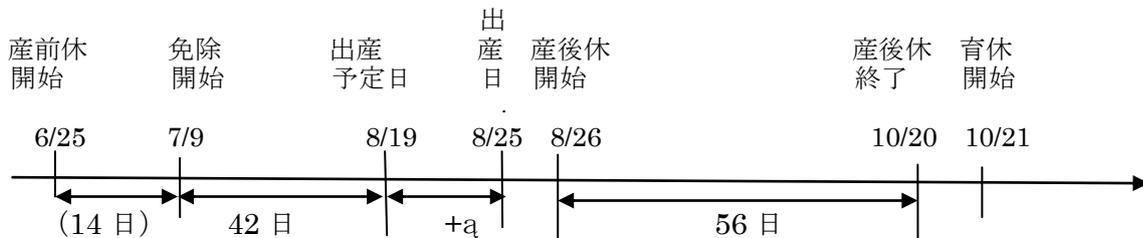
事例

	例 1	例 2	例 3	例 4
産前（免除）開始	6/30	7/1	7/25	7/27
出産日（予定日）	8/10	8/11	9/4	9/6
産後休業開始日	8/11	8/12	9/5	9/7
産後休業終了日	10/5	10/6	10/30	11/1
掛金免除期間	6～9月（4か月）	7～9月（3か月）	7～9月（3か月）	7～10月（4か月）

○実際の出産日が出産予定日と前後した場合の掛金免除期間

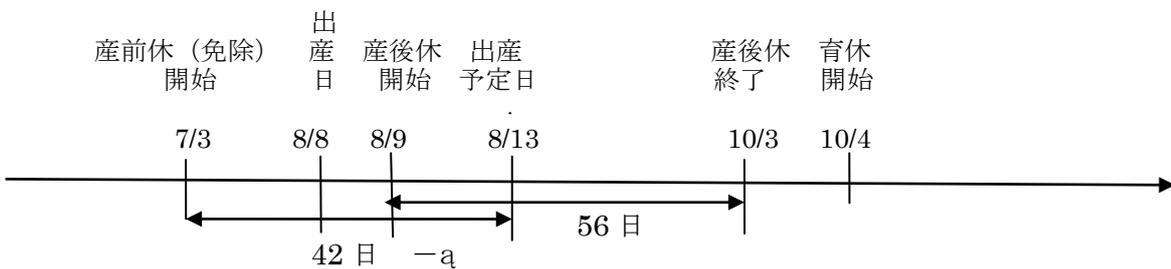
（例 5）実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合、+a は免除期間に含む。

産前産後休業に係る掛金免除期間：7月～9月（3か月間）

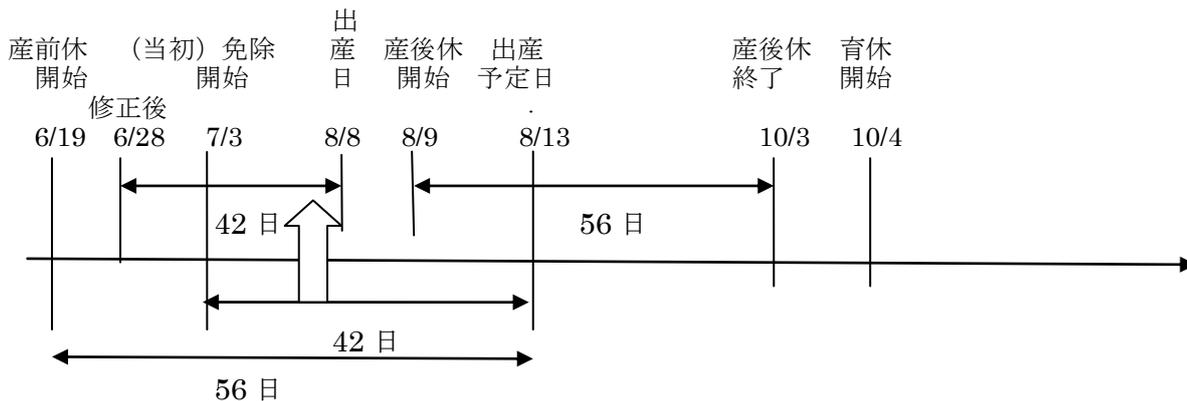


（例 6）産前休業を出産予定日の 42 日前からしか取得していなかった場合で、実際の出産日が出産予定日より早くなった場合 8 月 13 日から 8 月 9 日の間が免除期間が減となる。

産前産後休業に係る掛金免除期間：7月～9月（3か月間）



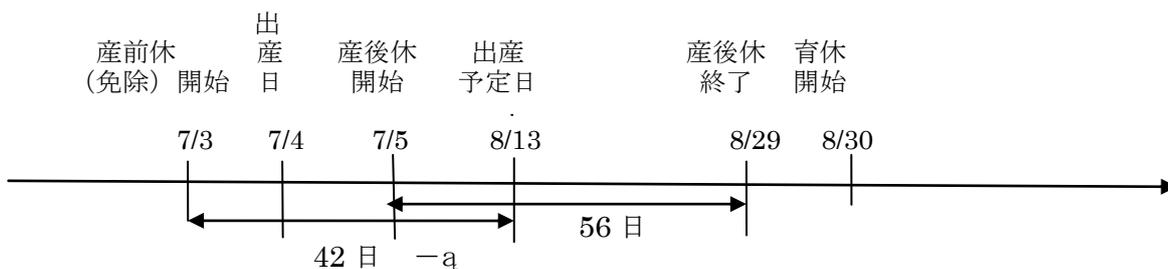
(例 7) 産前休業を出産予定日の 56 日前から取得していた場合に、実際の出産日が出産予定日より早くなった場合 免除対象期間が 14 日間の範囲内で延長される。



産前産後休業に係る掛金免除期間：6 月～9 月（4 か月間） ※6 月については、当初は免除対象期間ではなかったが、出産日が早くなったことにより遡って免除対象期間となる。

(例 8) 産前休業を出産予定日の 42 日前からしか取得していなかった場合で、実際の出産日が出産予定日より早くなった場合 8 月 13 日から 7 月 4 日の間が免除期間の減となる。

産前産後休業に係る掛金免除期間：7 月（1 か月間）



(参考)

○掛金免除の対象となる「産前産後休業」については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）による改正後の地方公務員等共済組合法第 114 条の 2 第 2 項第 5 号の規定により、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42 日から出産の日後 56 日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないことと定義されている。